



労災補償対象疾病（職業 病リスト）の改正

労災保険制度は、労働者の業務上の事由、または通勤による傷病などに対して、必要な保険給付を行うものです。この制度の補償対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。

「職業病リスト」は「労働基準法施行規則別表第1の2」（以下「別表第1の2」と）と、これに基づく厚生労働大臣告示で構成されています。厚生労働省では「職業

病リスト」を改正し、

- 3、3-ジクロロロー4
- 4-ジアミノジフェニルメタン

（以下「MOC A」といいます）にさらされる業務による尿路系腫瘍などを新たに追加しました。（令和5年1月18日施行）

※MOC Aは、ウレタン樹脂の硬化剤で防水材料や床材などに使用されています。

「別表第1の2」第7号11として、新たに追加

しました。

【職業病リストとは】

(1) 「職業病リスト」は、業務上疾病の範囲を明確にすることで、以下の役割があります。

①被災された方の労災補償に関する請求を容易にする。

②事業主の災害補償義務の履行を確保する。

(2) 業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められた疾病が「職業病リスト」に示されており、「職業病リスト」は、新しい医学的知見や疾病の発生状況などを踏まえ、定期的に見直しを行ってまいります。

※「職業病リスト」に示されていない疾病でも、業務と疾病との間に因果関係が認められる場合には、労災補償の対象となります。



厚生労働省
「労災補償対象
疾病の改正」

新たに厚生労働大臣告示に追加等された化学物質による症状・障害

「別表第1の2」に基づく厚生労働大臣告示（平成25年厚生労働省告示第316号）では、化学物質による症状・障害を例示列挙しています。

新たに追加された化学物質による症状・障害

物質	症状・障害	物質の主な用途
シュウ 臭化水素	気道障害	医薬原料など
水酸化カルシウム	皮膚障害または前眼部障害	化粧品原料、食品添加物など
二酸化塩素	気道障害	漂白剤、消臭剤、殺菌剤など
2, 2-ジクロロー1, 1, 1- トリフルオロエタン	肝障害	エアゾール用噴射剤、発泡剤、 冷媒など
チオグリコール酸アンモニウム	皮膚障害	パーマ液など
パラートルエンジアミン	皮膚障害	染毛剤など

すでに列挙されている化学物質に症状・障害を追加・変更したものの
(赤字で記載されているものが追加・変更された症状・障害)

物質	症状・障害	物質の主な用途
フッ 弗化水素酸 (弗化水素を含む)	皮膚障害、 低カルシウム血症 、 前眼部障害、気道・肺障害または 組織壊死	フロンガスの製造、ガラス彫刻など
ヒ 砒化水素	血色素尿、黄疸、溶血性貧血または 腎障害	半導体の製造原料など
カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害または 不整脈、血圧降下等の循環障害	肥料、農薬など
トリクロルエチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、 皮膚障害 、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末梢神経障害または肝障害	金属機械部品の脱油脂洗浄剤、染料・塗料溶剤など
ヨウ 沃化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、 中枢神経系抑制 、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害またはせん妄、躁状態等の精神障害	有機合成原料、殺虫剤など
ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状または 狭心症様発作	ダイナマイトの製造、医薬品など

新たな化学物質管理

化学物質規制の仕組みが変わります

愛知労働局

特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へと大きく転換されていきます。

■ 新たな規制の仕組みでは ■

◎措置義務対象が大幅拡大され、国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能になります。

◎特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用し、一定の要件を満たした企業は、自律的な管理を容認する方向へ改正されます。

愛知労働局ホームページ
「新たな化学物質管理について」



当協会では今年度より、新たな化学物質規制を踏まえた『化学物質管理実務対応総合支援事業』を実施します。詳しくは、本誌同封案内をご覧ください。